

消 食 表 第 2 2 0 号  
令 和 元 年 8 月 9 日

各 

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

消 費 者 庁 次 長  
(公 印 省 略)

製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について

平成 27 年 4 月 1 日に施行された、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号。以下「新制度」という。）につきましては、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了となり、経過措置期間終了後に製造される食品は新制度に基づく表示を付す必要があります。

今般、製造所固有記号について、引き続き使用する場合は、新制度に基づく届出を行う必要があることについて、別添のとおり事業者団体宛てに通知したので、業務の参考のためにお知らせいたします。

新制度への切替えに向けた御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

(参考) 製造所固有記号制度に関する資料のウェブサイトアドレス  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/unique\\_code/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/)